

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

② 施設・事業所情報

名称：	浜松市立神田原保育園	種別：	保育所
代表者氏名：	原田 敏美	定員（利用人数）：	100名（83名）
所在地：	静岡県浜松市西区西山町2150-2		
TEL：	053-485-8550	ホームページ：	https://hamamatsu-pippi.net/
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和28年11月28日			
経営法人・設置主体（法人名等）： 浜松市			
職員数	常勤職員：	16名	非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称）	名	調理師 4名
	保育士	16名	4時間パート職員 1名
			4時間パート幼稚園教諭 1名
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	保育室6 事務室 休憩室 調理室 洗濯室 医務室		すべり台 ジャングルジム ブランコ 砂場 雲梯 かばの置物 プール

③ 理念・基本方針

<神田原保育園の保育理念>

- ・自然の中で、一人一人の子どもがすこやかに育つよう援助し、保護者の子育てを支え、地域に愛される保育園を目指します。

<神田原保育園の基本方針>

- ・子どもがすこやかに育つように援助していきます。
- ・保護者の環境や思いを受けとめ、子どもの成長を共に喜び合いより良い関係を築きます。
- ・地域の人々や関係機関と連携し、子どもを育てる環境づくりに努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ①築47年の施設で老朽化が見られるが、清掃や工夫により生活しやすい安心安全に配慮している。
- ②古くからある保育園なので地域との関わりも強い。
- ③園周辺には、大根畑やさつまいも畑などの農作物があり、小動物が見られ自然に興味関心が持てる環境にある。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年7月1日（契約日）～ 平成31年3月11日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成21年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の改善・改革意識

園長は高い改善・改革意識を持っている。子どもの最善の利益を追求し、現状の矛盾点や課題を改善・改革の方向に導いている。その一つに、園目標（保育目標）の改定がある。従来、「元気な子」、「生き生きと遊ぶ子」、「心豊かな子」を柱としていたが、「元気な子」の部分を「たくましい子」に変更した。様々な試練や困難が待ち受けるであろう子どもたちの将来に、敢然と立ち向って行く“たくましさ”を身につけてもらおうとの思いが込められている。園だよりのネーミング「わんぱくだより」にも、子どもの“たくましさ”がにじみ出ている。また、地域での子どもの安心・安全な生活の保障や小学校への円滑な移行（就学）を目的として、「保幼小中連絡会」へ加入している。ただ、毎年、卒園児が10校前後の小学校へ入学することから、全ての小学校区を対象とすることには無理が生じている。反対意見もあるが、まずは最も対象となる子どもの数が多い小学校区での対応を行っている。

◆清潔で安全な環境づくり

園舎は築47年の施設であり、老朽化や設備面、園児数に対する保育室の広さ等、保育環境的には様々な工夫が求められているが、保育や生活の工夫、丁寧な清掃、危険場所の把握等、職員の日々の努力や工夫・取り組みにより常に清潔を保ち、安全・安心感を持って生活できるよう整備・配慮がされている。保護者アンケートでも子どもが落ち着いて過ごせる環境が整っていると評価が高い。

◆保護者対応の重視

保護者との関係性を重視し、保護者との良好なコミュニケーションの構築を図っている。職員（担任）と保護者とが直接話し合うことを重視し、年に1回“保育参加”を行っており、ほとんどの保護者が参加している。午前中、保護者はクラスに入って実際の保育に触れ、午後には個別面談が行われている。また、年1回“懇談会”が開催され、午後にはクラス別のミーティングも行われている。日々の情報交換や情報共有には、「連絡ノート」が有効に活用されている。玄関にはメダカの水槽が置いてあり、カブト虫の幼虫も飼っている。登園、降園の際に、それらを目にした保護者が子どもに話しかけている。親子の会話が子どもの興味を引き出し、子どもが自発的に餌やりの世話を申し出たりしている。給食提供による展示食も、親子の会話の手助けとして有効に活用されている。

◇改善を求められる点

◆地域の社会資源の把握

地域の多くの関係機関との連携が図られているが、それらをまとめた完全な社会資源のリストが作成されていなかった。最低限、行政機関（県・市・区の担当課、児童相談所、警察、消防署等）、教育機関（卒園後に子どもが通うこととなる小学校、交流のある中学校・高校・大学、保育士養成校、幼稚園等）、医療機関（内科・歯科の園医、専門医、外科を含む総合病院、それぞれの子どものかかりつけ医等）、地域の組織（社会福祉協議会、幼小中連絡会、自治会、老人会、電気・水道等のインフラ、ボランティアの個人や組織等）を網羅したリストを備え、全ての職員が把握することを望みたい。

◆標準的な実施方法の評価・見直し

各種マニュアルに関しては土曜日研修で読み合わせを行い、職員への統一した意識の周知を図っているが、疑問点等を洗い出し、それを検討することで結果として標準的な実施方法の見直しとなっている。指導計画については毎月の会議で検証・見直しを行っている。その他の標準的な実施方法（規程、手順書、フローチャート等）の検証・見直しに関する時期や方法は定められていない。適宜の見直しや定期的見直しを含め、PDCAサイクルの活用により、保育の質に関する検討が組織として継続的に行われることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・第三者評価を受審することになり全職員が共通理解をもって各チームに分かれ話し合いを進め日々の保育を見直し振り返るきっかけとなった。

今後の課題としてPDCA サイクルを実施し職員間で共有しながら質の高い保育をめざすよう日々努力していきたい。

保護者の意見や要望に対しては、アンケート後、集約し報告を行い改善できることは方向性を見出して保護者のニーズに合わせた取り組みができるようにしていきたい。

子どもたちが「楽しい」「安心できる」保育をめざして地域との連携をとり明るく笑顔あふれる風通しの良い環境を整えていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が園の理念や基本方針を保護者に伝える機会として、十分な時間がとれる保護者全体会が年に1回ある。今年度、職員の意見も取り入れて保育目標の一部変更を行い、これまでの“元気な子”から“たくましい子”に文言を変更した。この変更についても、その趣旨や精神が保護者に伝わっており、保護者アンケートにも後押しするコメントがあった。園だよりの名称も「わんぱくだより」であり、いかにも“たくましそう”である。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>市の園長会で園運営に関する重要な情報を取得している。ただ、通園する子どもたちが10校前後の小学校区に分散しており、その地域の情報が十分には把握できていない。また、子どもの生活の充実や小学校への円滑な移行を目的とした「幼小中連絡会」への加入についても、一部保護者の理解を得られない状況である。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>“幼小中連絡会”への加入について、園に対して直に意見が上がって来ていないので、現在対応はできていない。今回の第三者評価受審によって多くの気づきを得たが、特に「職員間の意識の共有化」、「マニュアル等の見直しの仕組み作り」、「職員のチームワーク作り」を今後の取組み課題として認識している。計画立てでの取組みを期待したい。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画作成の手順と評価、見直し」のフローチャートがあり、それに沿って3年間の中長期計画が策定されている。中長期計画は、「縦割り保育」、「食育」、「地域・関係機関」、「保育環境整備」、「人材育成」の重点項目に分割されているが、その一つひとつの項目について、“ねらい”と“取り組み内容”の基本的な方針を定め、その上で具体的な計画へと展開している。また、毎年度末には中長期計画の見直し（評価・振り返り）を行い、その結果を受けて新たな中長期計画を策定している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画に取り上げた重点項目が、単年度の事業計画に反映され、確かな連動が見られる。特に、“月次”と“項目”とをマトリックスで示した表を作成し、「いつ？何をするか？」が分かりやすく示されている点は高く評価できる。課題は、それぞれの取り組みの“責任者（誰が？）”を明示することと、可能な範囲で数値目標を設定することである。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の各取り組みが、“月次”と“項目”とのマトリックスで表示されていることから、常に取り組みの進捗を確認することができる。また、前期と後期の2回に分けて保護者アンケートを実施しており、その結果も事業計画の見直し時に活用されている。職員への詳細な説明が、職員会議を通じて行われている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年に1回の保護者全体会を使い、園の事業の概況を園長が詳細に説明し、説明を受けたことを確認するための「説明同意書」を保護者に提出してもらっている。この時の配布資料は、保護者用に分かりやすく作り直した。年度の途中で入園する子どもに関しても、保護者全体会と同様の資料を使って保護者に説明されている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと保護者に喜んでもらおうと、新たな取り組みにチャレンジしている。「幼小中連絡会」への加入もその一つであるが、10校前後の小学校区全てを対象とすることは物理的に困難であり、まずは一つの小学校区で試行している。運動会では、観客席（保護者席）にテントを張って日除けを敢行し、保護者の満足度を高める結果となった。職員の自己評価や保護者のアンケート結果等を、常に保育の質の向上に結び付けようとしている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>園長は、高い改善・改革意識を持ち、着任以来課題の抽出とその改善に力を注いできた。「幼小中連絡会」への加入のように取り組みの難易度の高いものがあるが、これまでには数多くの改善例もある。その多くは、園長の率先垂範と職員の協力でなされたものである。今後は計画的な改善策を持って臨んで欲しい。計画的な改善策とは、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にした改善計画（工程表等）の策定を意味する。事業計画に適用している“マトリックス表”もその類である。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>年度の初めに、「30年度の始まりにあたってひとこと」と題する書簡を作成し、職員に配布して説明している。園長の決意や所信を職員に伝えるに十分な内容である。また、園長の役割や責任については、市の定めた「園務分掌表」や、「神田原保育園組織図」、「平成30年度職員紹介」等で明確になっている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>園長のコンプライアンス意識は高く、遵守すべき法令等を取りまとめて職員に回覧している。職員は、「コンプライアンス チェックシート」を使って、年に2回、自己チェックを行い、課題を抽出してグループワークで討議や意見交換をしている。なお、“職員間の、コンプライアンスについての温度差”があり、この温度差の解消が今後の課題である。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと保護者の満足度を高めて信頼を得ることや、開かれた保育園として地域に認められること等を、保育の質の向上に関する重要要素と考えて様々な取り組みを行っている。玄関にはメダカの水槽を設置し、カブト虫の幼虫も飼育している。登園、降園の際に、それらを目にした保護者が子どもに話しかけている。親子の会話が子どもの興味を引き出し、餌やりの世話を申し出たりしている。子どもの1年の成長を保護者に観てもらうために発表会が行われている。当園では発表会とミニ発表会を行っており、ミニ発表会では保護者だけでなく地域の人たちも招き、現在の保育の姿勢を地域に正しく理解してもらうために、子どもたちの発表会が大きな役割を担っている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>職員の生の声を園運営に活かそうと、園長と職員との“交換日記”風な意見交換が行われている。中には、職員の保育現場での疑問や問題提起、また個人的な質問もあれば、業務効率を高めるための改善提案も含まれている。しかし、この“交換日記”には、名前（記録の名称）が付いておらず、記述された日付も不明であった。記録は、識別を可能とするための“名称”と、証拠性を担保するための“記述日”の明記が求められる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画や事業計画の中に「人材育成」の項目を挙げ、基本的な方針を示して具体的な取り組みにつなげている。職員の採用は市の役目であり、市と園との協働の取り組みとして、「新採ノート」を使っての新卒採用職員に対する教育システムがある。新卒職員に対し、園で指導職員を選定して1年間にわたって継続指導にあたっている。適切な課題を与え、その取り組みを指導職員が評価し、その記録を「新採ノート」に記載して市に報告している。様々な取り組みの結果、職員の安定的な雇用が続いている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>市の主導で人事考課の制度が運用されている。マニュアルに基づき、執務状況報告書との整合性を考慮して年2回実施し、職員一人ひとりを面接している。市の人事考課制度を補完するために、園長と職員との“交換日記”による指導が行われている。“交換日記”によって</p>		

<p>職員の意識や考え方を園長が把握し、次回の人事考課の客観的な事実として活用しようとするものである。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年次有給休暇の取得推進と時間外労働時間の短縮を目標として、“働きやすい職場づくり”に取り組んでいる。しかし、時間単位での有給休暇の取得が可能であり、他の休暇制度も充実していることから、有給休暇の消化は期待通りには進んでいない。また、保護者対応や園の行事の準備等で勤務が時間外に及ぶこともあり、時間外労働の短縮も目に見える形での改善とはなっていない。ワーク・ライフ・バランスに配慮しての、有給休暇（時間単位）の取得を認めている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画（人材育成）」の中で、“気遣いができる”、“他の職員の意見を聞き入れる”、“相手の気持ちになれる”、“同じ目的を持って取り組む”等の「職員に求める人材像」を明確にしている。その人間像に合致した職員となるため、「育成相談のポイント」に沿って、職員一人ひとりが個人目標を設定して取り組んでいる。1年間で育成すべき能力を明記して取り組んでいるものの、園長との“交換日記”にはつながっていない。個人目標の達成に向けて、“交換日記”を活用した園長による指導と個人目標の進捗管理が望まれる。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本年度も、OJTによる保育実務のより高い技術や知識の習得と、園内研修やマニュアルの読み合わせによるキャリアアップ等、前年度の教育・研修の基本的な方針を踏襲することとしている。市が主催する研修等、市内で開催される研修に参加した場合には「研修報告書」を、市外にまで足を伸ばしての研修参加は「復命書」の提出を課している。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>研修への参加を記録した「個人研修履歴」により、職員一人ひとりについての研修履歴が管理されており、外部研修等への参加者の合理的な選定に益している。ただ、職員の履歴管理が正規職員を対象としていることから、パート職員の研修履歴は管理されていないが、パート職員に対し研修会があることを知らせている。また、「研修報告書」や「復命書」の提出を求めているものの、そこで研修が完結してしまっており、十分な研修効果の検証が実施されていない。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>市の担当課を通して毎年数名の保育実習生を受け入れており、今年は3名を予定している。「実習生受け入れマニュアル」に沿って受け入れを実施し、実習の最初に、実習生本人の希望を聞いて「実習プログラム」に落としこんでいる。研修終了時には、実習生も交えて反省会を実施しており、PDCAサイクルを意識した取り組みとなっている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>市のホームページに園の基本的な情報が公開されている。第三者評価の受審は、平成21年以来の2度目である。ご意見箱への意見の有無は、「わんぱくだより」(園だより)を使って報告している。苦情情報については、受け付けた苦情の内容や対応をホームページ等で公開する仕組みが確立されていない。就園、未就園に関わらず、園に関わる子どもの保護者は、まさにIT世代である。インターネット(ホームページ)をはじめ、電子媒体を活用した情報公開のあり方を検討されたい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>市が定めたルールに従って事務、経理、取引が実行されている。会計・経理に関しては、年間必要額が年度初めに市から割り振られており、その「当初配当額」を超えないよう留意している。園長、主任は、市の作成した「園務分掌表」に則って適切に園を運営している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画や事業計画で、「地域・関係機関との連携」を取り上げて取り組みの骨組みを示している。小学校、中学校、高校や大学のボランティアとも交流し、地域の自治会や老人会とも交流がある。各方面に積極的に交流・連携の手を広げているが、課題も見えてきている。園と至近距離にある自治会の会館で開催される行事への参加が足踏み状態であり、「幼小中連</p>		

<p>絡会」への加入についても保護者から反対意見が出されている。地域の未就園児親子を対象に開催されている“親子ひろば”についても、参加人数が少ない時があり対策が急がれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㉗・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>「中長期計画（地域・関係機関）」の中で、ボランティア受け入れの“ねらい”や“取り組み内容”を明確にしている。その実践として、既存の中・高校生の1日ボランティア、中学生の職場体験学習、読み聞かせの「どーんどんの会」等の既存ボランティアに加え、今年度は新たに「語りの会」をボランティア受け入れの計画に加えたり、大学からの依頼による大学生のボランティア研修を受け入れたりしている。土曜日研修の中で、ボランティア受け入れに関連するマニュアルの読み合わせを行っており、結果的に職員への研修となっている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・㉘・c</p>
<p><コメント></p> <p>「中長期計画（地域・関係機関）」や「平成30年度事業計画」の中で、多くの関係機関との連携の計画を取り上げて実行に移している。しかし、それらをまとめた社会資源のリストが作成されていなかった。最小限、行政機関（県・市・区の担当課、児童相談所、警察、消防署等）、教育機関（卒園後に子どもが通うこととなる小学校、交流のある中学校・高校・大学、保育士養成校、幼稚園等）、医療機関（内科・歯科の園医、専門医、外科を含む総合病院、それぞれの子どものかかりつけ医等）、地域の組織（社会福祉協議会、幼小中連絡会、自治会、老人会、電気・水道等のインフラ、ボランティアの個人や組織等）を網羅したリストを備えることを望みたい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a・㉘・c</p>
<p><コメント></p> <p>毎月「親子ひろば」を開催し、年に4回は講師を招聘して機関紙「かんだばら」で地域に広報している。「親子ひろば」に未就園児親子の参加が少ない開催日もあり、機関紙「かんだばら」の設置場所を広げ、“浜松磐田信用金庫”、“ウエルシア”に設置し地域へ呼びかけている。土曜日・日曜日を含めてほぼ毎日「園庭開放」を実施し、月～金曜日は「育児相談」を行っている。近年、日本全国で大規模な自然災害が発生しているが、その際に地域の早期の復興を可能とするのが、教育・福祉施設（各種学校、保育所、老人施設、障害者施設等）の早期事業再開である。そのために、職員の出・退勤の基準を盛り込んだBCP（災害時事業継続計画）の策定を検討することを望みたい。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉗・b・c</p>
<p><コメント></p>		

市の園長会からの情報に加え、民生委員・児童委員からも地域の公的な活動状況や福祉ニーズを聞き取っている。また、地域の“あいさつ運動”に参加し、地域との良好な関係を構築して情報収集に努めている。保育園での「親子ひろば」、「園庭開放」、「育児相談」の他に、2ヶ月に1度、未就園児を対象とした絵本の読み聞かせ「ひよこの会」を地域で開催している。また、地域の待機児童対策の一環として、0歳児と1歳児を合同クラスで保育し、0歳児の受け入れ枠を増やしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢を理念や方針、目標に明示し、玄関、各保育室、事務室等に掲示している。基本カードを全職員が常に携帯し、浜松市立保育園の保育理念、神田原保育園の保育理念・基本方針・園目標を朝のミーティング時に、曜日を定め一つずつ唱和している。保護者には入園時に全体懇談会資料を配布し、各担任や園長の説明で理解を得る機会を設けている。マニュアルの読み合わせは計画的に土曜日、午睡時に行い、子どもの尊重や標準的な実施方法に反映するための共通理解を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>虐待防止に関する「虐待防止マニュアル」、「不適切な対応防止マニュアル」が整備され、職員には土曜日に行うマニュアルの読み合わせや勉強会で周知している。着替え時のコーナー、排泄時のドアやカーテン、プールの目隠しなど、プライバシーを守るよう設備等の工夫や配慮がされている。プライバシー保護について職員に口頭で説明をしているが、プライバシー保護や権利擁護についてもマニュアルへ追記されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉘・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園選択に必要な情報は市のホームページで公開され、子育て支援の「親子ひろば」の機関誌「かんだばら」を信用金庫、薬局、スーパー等に設置している。口コミや電話での見学希望者には園のパフレットを配布し、個別に対応した記録が残されている。「かんだばら」には、毎月の「親子ひろば」や「園庭開放」、「育児相談」等の実施日、人気おやつレシピ、おすすめ絵本の情報、健康情報等の他、園目標や保育理念を掲載している。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス懇談会で「クラスだより」を基に担任が説明を行い、全保護者には「全体懇談会資料」を基に園長が説明をしている。「説明同意書」19項目に保護者がチェックを行い、コピーを保護者に渡している。特に配慮が必要な保護者への説明は今までないが、保護者に対する説明や援助方法をルール化し、職員に周知しておくことが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>引継ぎや申し送りの手引書を定め、市内転園先に資料等を送付し保育の継続性に配慮している。市外転園や退園の保護者には、相談窓口の案内や「親子ひろば」の誘いを口頭で行っているが、内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの満足の把握は、「個別指導経過記録」、エピソード記述や記録等で行い、主任・副主任が同席するクラス別話し合いや職員会議等で、保育の改善に向けて取り組まれている。保護者の満足は日常の会話や懇談会、アンケートで把握し、運動会の保護者席変更等、改善した取り組みが記録に残されている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備され、「全体懇談会資料」で「苦情解決の仕組み」等を保護者に周知し、掲示板に掲示している。今年度、苦情の受け付けはないが、苦情の有無を園だよりで知らせている。第三者委員までいかない保護者からの意見や要望等の解決結果は「保護者対応記録」に残されているが、職員によって記入する内容や記録に残すかどうかの温度差がある。判断基準を明確にし、「苦情解決の仕組み」に追記することを望みたい。意見箱が玄関にあり苦情や意見を申し出しやすいよう、2階踊り場にも設置した。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>相談窓口を明確にした「全体懇談会資料」の配布を行い、複数の苦情申し出先や公表までの苦情解決の仕組みを保護者に周知している。送迎時の日常的な会話や意見箱、保護者アンケート</p>		

ト等を実施しているが、個人面談はあまり活用されていない。保護者が相談や意見が述べやすいよう、事務室や乳児室等を空けて相談室として使用しているが、落ち着いて相談できる場所の確保が望まれる。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの苦情や意見を解決するための「苦情解決マニュアル」や「意見解決のための手順書」が整備されている。保護者が意見や要望を述べやすいよう、アンケートや意見箱、連絡ノート、日々の会話、懇談会等を実施し、職員がマニュアルの読み合わせや疑問等の話し合いを行い、見直しがされている。組織的に迅速な対応を行った取り組みが、記録に残されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの体制が整備され、「事故発生防止委員会」を設置しているが、リスクマネジメントに関する責任者や自分の役割、会議、事故発生時の対応における手順等、全職員への周知が十分ではない。ヒヤリハットの記録回覧、防犯カメラ、「不審者対策について」の保護者への周知、ハザードマップ「保育園の危険個所」の見直し、安全マップ等で子どもや保護者が安全に過ごすための取り組みがなされている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「感染症予防マニュアル」を基にした研修や、園医、保健師から「RSウイルスについて」等の勉強会を行い、資料を保護者にも配布している。年度当初、保護者に「感染症罹患時の出席停止について」を基に説明を行い、市の感染症発生動向調査や感染症状況を玄関に掲示して情報を提供している。事務室や各クラスに嘔吐処理セットが設置してあり、手順書を理解した素早い処理や対応が可能となっている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応マニュアルが整備されている。「緊急災害時手順書」では、自治会と協力した避難訓練の実施、消防署の指導を受けながらの避難訓練や、様々な状況を想定した避難訓練等を実施し、その都度記録に残している。保護者には地震対応文書を基に説明を行い、非常食は備蓄リストを作成し、管理者を決めて園庭の防災倉庫で管理している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が文書化され、ファイルにまとめて各クラスに配布されている。土曜日を活用した各種マニュアルの読み合わせや研修で周知を図り、その結果を「読み合わせ記録」に残している。臨時職員や途中採用職員、保育の都合で読み合わせ途中で席に着く職員等については、周知が不十分になりやすいが個人で読み込んでいる。標準的な実施方法を十分に理解して保育の提供がされるよう、全職員の理解を図るための工夫や、標準的な実施方法に沿った保育が提供されているか否かを確認する仕組みを整備することが望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルに関しては土曜日研修で読み合わせを行い、職員への統一した意識の周知を図っているが、疑問点等を検討することで結果として標準的な実施方法の見直しとなっている。指導計画については毎月の会議で検証・見直しを行っている。その他の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や方法は定められていない。適宜の見直しや定期的見直しを含め、PDCAサイクルの活用により、保育の質に関する検討が組織として継続的に行われることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「入園面接票」や「生活調査票」、「緊急連絡票」、「食材確認表」等、市の公立保育園の共通様式を使用してアセスメントを行っている。アセスメントに基づき、クラスの指導計画と合わせて個別の指導計画を作成し、それに沿った保育の実施、評価・見直しを行っている。</p> <p>「気になる子に関するアセスメントシート」の記入の仕方等、園内研修を行っている。支援困難ケースへの対応や保育園以外の関係者が参加しての協議等は、対象となる家庭がないことから現在は実施されていない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「指導計画策定の手順書」が定められ、それに沿って評価・見直しを行い、「中長期計画」や「事業計画」を作成して保育の質の向上に結びつけている。保育の「全体的な計画」や「年間指導計画」は年度末に、「月指導計画」は毎月見直しを行っている。指導計画の見直しについては「保護者からの意見・要望に対する手順書」を活用し、保育課題を明確にして保育の質の向上に結び付けていくことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに対する保育の実施状況等は、市内の公立保育園で統一した様式で記録している。指導計画の作成に関する記入の見本があり、記録内容や書き方に差異が生じないように園内研修や指導を行っている。保育の実施状況は職員会議、朝のミーティング、園内研修、回覧等で情報共有を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護マニュアル」により、個人情報保護や情報開示の管理体制が整備されている。保護者には「個人情報保護条例にもとづく利用目的及び利用方法」の資料を配布し、同意書の提出を求めている。職員はマニュアルの読み合わせや園長とコンプライアンスの面談を行い、個人情報に関わる記録の保管場所や保管方法、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程により適切に管理されている。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の「全体的な計画」は市立保育園の理念に基づき、公立保育園の代表者を中心に検討して統一されたものに、各園が保育理念、基本方針、園目標、子どもや地域の特性に合わせて変更や補足を行っている。年度末には、各園でのマニュアルの読み合わせや指導計画の会議で評価・改善したことを次の編成に生かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>園舎が築47年の施設であることを踏まえ、清掃等を丁寧に行い、清潔で安全な環境づくりに配慮している。室内の温度や湿度等を記録し、「清掃チェック表」で毎日の管理を行っている。午睡時には5歳児の保育室のホールを2・3・4歳児が使用するため、1階と2階の交代等、園児が移動をしている。1階と2階に1か所ずつのトイレがあるが、1階トイレは</p>		

<p>0・1・4歳児、2階トイレは2・3・5歳児が共用している。便器の大きさ・数、廊下の手洗い、移動など年齢ごとの連携を密にして保育を行っているが、子どもの発達に合わせ、子どもが利用しやすい設備を整えることが望まれる。航空自衛隊浜松基地が近くにあり、防音対策が実施されている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達過程や家庭環境等、子どもの状態を把握し、クラスの指導計画と合わせて0歳児から5歳児まで「個別指導計画記録」を作成している。指導計画には子どもを受容するための援助内容が記載されており、会議や記録、ミーティング等で職員が共通理解し、園全体で子どもに関わることで子どもの安定した生活につなげている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせ、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、丁寧な関わりや絵カード等で基本的な生活習慣が身につくようにしている。スプーンや箸は様子を見ながら相談し、箸等を持参してもらい正しい使用方法を伝えている。排泄や手洗い等は環境的に離れた場所や便器の数等により、時間差を付けてクラスごとや数人ずつでの使用になることが多い。排泄等の生理現象に関しては、自然の摂理に任せ、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む環境の整備が望まれる。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>環境教育では、年長児がダンゴムシ探しを行い、園庭にいるダンゴムシの地図を作成して玄関に掲示している。園周辺には神社があり、昆虫や小動物、大根畑・茶畑・果樹園等、身近な自然や地域の方との関わり場の場、機会が設けられている。中長期計画の保育環境整備では、「ままごとコーナーの見直し」が計画されている。しかし、保育室の広さと園児数を考慮すると、「選択保育」的にならざるを得ない状況である。様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備や機会の提供により、遊びが豊かに展開される保育について、さらなる工夫・検討を望みたい。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在5名の0歳児は、3名が1歳児と同じ保育室で保育を行い、2名は0歳児室で保育を行うが午睡時は1歳児の部屋に移動する。0・1歳児クラス担任との話し合いや、連絡ノート、送迎時の会話、玄関掲示等を通じて保護者との連携を密にし、保育に活かしている。0</p>		

<p>歳児担当の保育士が交代する時には、「クラスノート」や「伝達ノート」等を活用し、きめ細かな引継ぎをすることを心掛けている。</p>		
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>1歳児は0・1歳児14人が同じ保育室で、2歳児13人は2階の保育室で保育を受けている。デイリープログラムの手順書を基に、0・1歳児混合クラスでの対応を行い、家庭との連携や担任以外の職員、年上の子どもとの関わりを図っている。保育室の広さや2階での生活のため、安全を考慮しての探索活動や自発的な活動が制限されるが、それを補う環境整備について検討している。</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>5歳児は2階ホールを保育室として使用しているが、午睡の時間になると1階4歳児の保育室に移動する。5歳児と入れ替わり、4歳児は1階から2階ホールに移動し、2階の3歳児もホールに移動する。生活の流れでは各年齢の子どもがスムーズに動きに変えているが、5歳児が友達と協力して作品作りや遊びの展開をしている途中で、片づけたり中断したりせざるを得ない等、子どもが集中して活動に取り組むことの難しさがある。</p>		
A⑨	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な子どもはアセスメントシートで把握し、個別の指導計画が作成されている。必要に応じて巡回訪問を受け入れ、専門機関から助言やアドバイスを受けている。また、区の健康づくり課に働きかけて1歳6か月、3歳児健診の情報を得ている。課題として、障害のある子どもの保育についての研修の実施や、「個別指導計画」のケース会議を行って適切な関わりを園全体で周知すること、変化や新しい情報を提供・周知すること等の取り組みが期待される。</p>		
A⑩	<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「遅番手順書」、「延長保育手順書」を基に延長保育を行い、保護者への伝達等は「ミーティングノート」に記入し、早番、遅番の職員に口頭でも引継ぎを行っている。時間の経過と共に子どもの数が減って行く延長保育において、長時間にわたる指導計画の作成は容易ではない。延長保育についての方針や内容、方法、家庭への配慮等、可能な範囲での指導計画の作成が望まれる。</p>		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小学校まで2キロ以上あることから、子どもが小学校を訪問することはないが、職員が小学校の音楽会や運動会、発表会、授業参観等に参加し、その様子を子どもに伝えている。校区の教務主任が来園して園長や年長児担任と意見交換をしており、その際の記録が残されている。卒園する子どもの就学先小学校へ「保育所児童保育要録」を直接手渡す際、口頭で担当教師と連携している。各小学校に合わせて子どもや保護者が入学以降の生活について見通せるような機会作りが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保健衛生管理に関するマニュアルや「年間保健計画」を作成して職員に周知している。朝の視診の情報を朝ミーティングで全職員に周知している。水分補給・夏の病気・手洗い・うがい等、子どもの健康に関する取り組みを、クラスだよりで保護者に伝えて情報共有を図っている。睡眠時の呼吸確認を個別に記録し、SIDS（乳幼児突然死症候群）のポスターを玄関や乳児室に掲示し、保護者への啓蒙を行っている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>内科健診、歯科検診、眼科検診等の結果は、市内の公立保育園で統一した様式で保護者に伝え、治療の必要な子どもの保護者には口頭でも受診を呼び掛けている。歯磨きの仕方や健康に関する絵本・紙芝居を保健の計画に反映させている。歯科衛生士の「歯と食の元気アップ教室」を実施し、西区の健康づくり課から栄養士や歯科衛生士が来園し、職員が「歯ブラシの使い方と歯磨きの仕方」、「栄養について」等の指導を受け、保育に取り入れている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患や慢性疾患の対象児は、「食物アレルギー児対応マニュアル」や「生活管理指導票」、「食品チェック表」等を基に保護者との面談、職員への周知、除去食、誤食防止等、適切な対応を行う用意がされている。さらに仕組みの充実を目指しており、目標達成計画では、持参食対応としてクラスごとの記録用ファイルを作成し、周知、管理、提供が確実にできる仕組みの構築を計画している。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画（食育）」と「平成30年度事業計画」で示された方針に沿って「食育計画」</p>		

<p>が作成され、子どもが“食”に興味や関心を持ち、食事を楽しく取ることができるように取り組んでいる。園庭の菜園での野菜作りやクッキング、給食の実物展示、栄養士による人気献立のレシピ配布、「献立表」や「食育だより」の家庭配布等々、子どもや保護者を対象とした“食”の取り組みは数えきれない。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>離乳食対応の乳児は別として、普通給食対象の以上児の子どもが主食（白飯または食パン）を家庭から持参し、副食のおかずだけを給食として提供している。安全な給食を提供するため、園長、主任等が普通食の検食を行い、0歳児担任が離乳食を検食している。提供した食事の食べ具合や子どもの表情・様子等を、職員や調理員が共食しながら観察している。毎月19日を“食育の日”と決め、子どもの喫食状況を調べている。調査の結果、ほとんどの食事が子どもに好評であるが、「ネギ入り大根餅」については、子どもに不評を買ったとして給食会議に報告され、検討・改善に向けて対応している。今夏の酷暑への対策として、子どもたちが持参した主食をクーラーの効いた早朝保育の部屋で保管したり、保冷剤を使用したりした。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭と園との連携の基礎は、保護者との良好なコミュニケーションの構築であるとの方針で、職員（担任）と保護者とが直接話し合うことを重視している。その機会の提供として、年に1回“保育参加”を行っており、ほとんどの保護者が参加している。午前中、保護者はクラスに入って実際の保育に触れ、午後には個別面談が行われている。また、年1回“懇談会”が開催され、午後にはクラス別のミーティングも行われている。日々の情報交換や情報共有には、「連絡ノート」が有効に活用されている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者対応は、「保護者支援の手順書（フローチャート）」があり、プライバシーに配慮した個別対応が基本となっている。未就園児に限らず、既存の通園する子どもについても“保育相談”を受け付けているが、相談を希望する保護者の数が増えてこない。その一つの原因</p>		

が、“相談室の場所”であると分析している。相談室として使用されるのは、職員室か、あるいは午睡のために保育室を移動し空部屋になった0歳児の部屋が使用されている。保護者にとってはどちらも落ちついて相談できる雰囲気ではなく、他人の目を気にしなくてもよい“相談室の場所”の確保が大きな課題となっている。

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
-----	--	-------

<コメント>
「虐待対応マニュアル」があり、家庭での身体的な虐待やネグレクト等の早期発見と適切な対応を目指している。土曜日研修のマニュアルの読み合わせによって、職員は早期発見のノウハウを学んでおり、身体測定や健康診断、プール遊び、排泄支援、着替え等の機会には特に注意して子どもの身体を観察している。保護者の送迎時の様子（変化）や子どもの服装、頭髪や身体の汚れ等にも留意している。現在“観察”を必要とする子どもはいるが、児童相談所と直接関わる事案はない。

評価対象 A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果
--	---------

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
-----	---	-------

<コメント>
年に2回、「各年齢の園児の保育・自己チェック」を使って、職員が自己評価を行っている。その結果を集計し、分析してまとめたもの（検討を要するもの、周知が必要なもの等）を園内研修のテーマとして取り上げている。職員個々の自己評価が、園全体の自己評価につながり、保育の質の向上に展開していく仕組みがある。